

■奨学金の貸与人員と貸与金額の推移（予算）



(注) 1 平成17年度以降の事業費・貸与人員は、平成17年度入学者から都道府県に移管された高等学校等奨学金分です。  
 2 事業費の計数は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

第1種：無利子  
 第2種：有利子

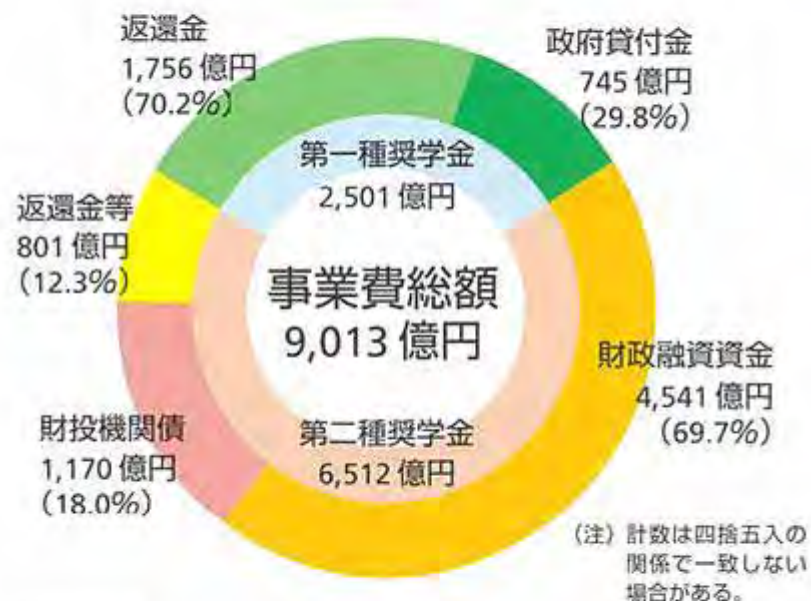
■学種別奨学生数及び全学生数に対する割合（平成19年度実績）

	奨学生数(A)	全学生数(B)	比率(A/B × 100)	何人に1人
大学	806,869	2,694,186	29.9	3.3
大学院	86,305	218,131	39.6	2.5
修士・博士前期課程	70,721	165,835	42.6	2.3
博士・博士後期課程	15,584	52,296	29.8	3.4
高等専門学校	6,343	56,218	11.3	8.9
専修学校(専門課程)	135,162	578,648	23.4	4.3

(注) 1 「大学」とは、大学学部及び短期大学です。  
 2 全学生数(B)の大学・高等専門学校は平成19年度学校基本調査報告書、大学院・専修学校(専門課程)は日本学生支援機構調べによるものです。  
 3 左表には、大学通信教育奨学生175人は含まれていません。

※単位は、人及び%

### ■奨学金貸与予算の内訳（平成20年度）



※ 9,013 億円の内訳は、奨学金貸与事業関係 9,629 億円のうち本機構が直接行う第一種奨学金・第二種奨学金の貸与事業費を示したものです。

## 奨学金の主な制度

経済的理由により、修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与を行う制度です。

### ■種類と対象者

奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金があります。大学院・大学（学部）・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒が対象です。

### ■申込方法

インターネットによる申込を行っています。情報総合管理システム「イクシス」を利用し、申込から返還完了まで、すべての情報を一元管理しています。奨学金の申込や早期交付等、事務の簡素化、効率化を図っています。



## ■貸与人員と貸与金額(平成20年度)

平成20年度予算

区 分	貸与人員(人)	うち新規採用(人)	貸与金額(百万円)
第一種奨学金(無利息)	342,455	100,171	250,113
高等学校等	1,214	0	269
大学	248,611	65,124	159,379
国・公立	102,589	23,658	58,429
私立大学	133,675	35,193	93,046
私立短大	12,347	6,273	7,905
大学院	58,471	24,761	72,089
修士・博士前期課程 (うち法科大学院)	32,986 (3,424)	16,236 (1,308)	34,790 (3,616)
博士・博士後期課程	25,485	8,525	37,299
高等専門学校	12,158	2,422	4,774
専修学校(専門課程)	22,001	7,864	13,601
第二種奨学金(利息付)	750,298	243,389	651,216
大学(学部)・短大	596,236	172,878	488,650
大学院	29,491	14,690	34,082
修士・博士前期課程 (うち法科大学院)	28,232 (4,152)	14,240 (2,200)	32,495 (9,254)
博士・博士後期課程	1,259	450	1,587
高等専門学校(4・5年生)	384	192	296
専修学校(専門課程)	120,610	53,229	106,202
入学時特別増額貸与分	(60,000)	(60,000)	18,000
海外留学奨学金	3,577	2,400	3,985
総 計	1,092,753	343,560	901,329

- (注) 1. 第一種奨学金の「大学 国・公立」には国公立短大が含まれています。  
 2. 第一種奨学金の私立大学には、通信教育が含まれています。  
 3. 第一種奨学金の新規採用には、緊急分3,947人が含まれています。  
 4. 第二種奨学金の「高等専門学校」の「うち新規採用」欄は4年生を対象としています。  
 5. 第二種奨学金の「入学時特別増額貸与分」の貸与人員は内数です。

6. 修士・博士前期課程の( )内は法科大学院分で内数です。  
 7. 高等学校等(高等学校及び専修学校高等課程)の平成17年度以降入学者については、都道府県に移管されたため、貸与人員及び貸与金額には含まれません。  
 8. 貸与金額の計数は四捨五入の関係で一致しません。

## 奨学金の返還に関する制度転換

## 「優れた業績による」返還免除への制度転換

新たな学生支援機関の設立構想に関する検討会議は、平成十四年十二月十二日「新たな学生支援機関の在り方について」を公表した。この中で、奨学金事業実施の基本的考え方の一項目として、大学院生返還免除職廃止と別途の政策的手段の創設に関して次のように提言している。

○特定の職のみを返還免除とすることの不公平感、教育・研究職の処遇改善等による人材誘致効果の減少を理由に、現在の制度は廃止。

○大学院進学のインセンティブの付与、大学院生の質的向上等の観点から、若手研究者を対象とした競争的資金の充実に加え、「優れた業績をあげた大学院生を対象とした卒業時の返還免除制度」の導入が適当。

この提言を受け、文部科学省関係者が中心となり法案が作成され、平成十五年六月十八日独立法人日本学生支援機構法が制定された。これにより、日本育英会における大学院第一種奨学生の教育又は研究の職に係る返還免除は廃止、日本学生支援機構において同奨学生の新たな返還免除制度が開始されることとなる。

# 人財の育成・確保・活躍の促進に関する インタビュー調査

- 大学及び国立・独法研究所:トップ及び中堅研究者(30名)、若手研究者(9名)、企業:研究者(11名)、合計50名(うち女性5人)にインタビューした。

## <育成>

### 大学における教育の質が低い

- 日本の大学の授業の質は低い。【トップ】

### 学生における基礎学力の不足

- ゆとり教育のためか学生は幼く、修士で学部のおさらいが必要となっている。【トップ】

### 博士の審査基準が甘い

- 日本のPh.Dは基準が甘すぎる。博士は自分の専門分野では世界の誰よりも物知りであるべき。【若手】

### 若手における課題設定力の不足、熱意の不足

- 若手研究者において課題設定力が不足している。日本の研究者には熱心さが足りなくなっている。【トップ】

## <確保>

### 博士に進学する人が減っている

- 博士に進む人が少なく、研究の手が足りない。外国人頼みの状況になっている。【トップ】

### 金銭面でのインセンティブが弱い

- 理系離れを防ぐべく、マスを動機づけるには金銭的なメリットが重要になる。中国はインセンティブにより急速に論文数を増加させている。【トップ】

## <活躍>

### ポスドクの就職先不安の深刻化

- 産業への出口がない分野(特にライフサイエンス)への投資は食えないポスドクを生む。【トップ】
- ポスドク問題はさらに深刻化しており、学生に研究者への道を薦められなくなっている。【若手】